

最高裁秘書第2883号

令和3年9月17日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

8月16日付け（同月18日受付，第030443号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示する司法行政文書の名称等
分野別実務修習における各分野の指導準則（片面で3枚）
- 2 開示の実施方法
写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

分野別実務修習における各分野の指導準則

この準則は、司法修習生指導要綱（甲）第2章第1の5の規定を受け、分野別実務修習における各分野の具体的な指導方法等を定めるものである。

各実務修習庁会は、各庁会の実情に応じて、本準則に基づき修習指導する。

第1 裁判

1 指導方法

計画的かつ統一的な指導を行い、実務修習の効果を上げるため、次の要領に従って、配属庁の実情に応じた具体的な指導計画を作成する。

- (1) 司法修習生は原則として部に配属し、できる限り複数の裁判官の指導を受けられるように配慮する。単独事件のほか、合議事件についても修習させ、事件の係属状況によっては、他の部の事件について修習させることも考慮する。
- (2) 指導計画の作成、各配属部間の連絡調整等を担当する全般的な指導担当の裁判官を修習指導官として定める。
- (3) 各配属部の裁判官は、修習指導官と適宜協議を行い、各配属部間の指導の統一を図るとともに、指導方法の研究及び向上に努める。
- (4) 司法修習生が民事部に配属されている期間における刑事裁判修習、刑事部に配属されている期間における民事裁判修習についても、配属庁の実情に応じて機動的に対処できるように配慮する。

2 指導の範囲及び方針

- (1) 指導に当たっては、次の各点に配慮する。

ア 法科大学院における教育内容を踏まえた上で、司法研修所における集合修習と連携し、具体的な事件に関する審理、判断等につき、裁判官の立場で修習することを通じて、法曹として必要な基本的能力を養成することに重点を置き、裁判実務における技術的、形式的な事項の指導は、法曹として理解しておくべき基本的な事柄にとどめるようにする。

イ 指導に当たっては、司法修習生同士で討議をさせ、司法修習生に随時発問して意見を述べさせ、司法修習生からの質問に応答する機会をできるだけ設けるなどして、司法修習生の積極的、主体的取組を引き出すように配慮する。

ウ 配属庁の実情に応じて、実務修習の趣旨に即した適当な方法、例えば、実務修習への導入のための講義、問題研究等による合同修習の機会を設けることも考慮する。

- (2) 上記のほか、民事裁判については、次の要領による。

ア 通常訴訟の第一審事件を中心として、実務上比較的多く見受けられる事案を選択して修習させるようにする。

イ 口頭弁論を傍聴させ、弁論準備、和解に立ち会わせるほか、検証、証拠保全等の手続にもできるだけ立ち会う機会を設け、また、合議を傍聴させるなどして民事裁判の実情を直接理解できるように配慮するとともに、事件の各手続における実体法上及び手続法上の問題点を検討させることにより、適正かつ迅速な裁判を実現するための標

準的な民事裁判実務を学ばせる。

ウ 事案に応じ、判決書の全文又は修習に適する部分の起案をさせて指導し、また、事件の争点及び争点に関する事実認定の要点を簡潔に記載した書面を複数の司法修習生に起案させ、これを基に討論させて指導するようにする。

エ 民事保全事件、民事執行事件等についても、配属庁の実情に応じて、傍聴、講義その他適当な方法により、実務上の基礎的知識を修得させるように配慮する。

(3) 上記(1)のほか、刑事裁判については、次の要領による。

ア 通常第一審事件を中心として、実務上比較的多く見受けられる事案を選択して修習させる。

イ 公判を傍聴させるほか、公判前整理、事前準備、期日間準備、期日外の証人尋問等の手続にもできるだけ立ち会う機会を設け、また、合議を傍聴させるなどして刑事裁判の実情を直接理解できるように配慮するとともに、適正かつ迅速な刑事裁判を実現する意義を理解させ、そのための方策を学ばせる。

ウ 事案に応じ、判決書の全文又は修習に適する部分の起案をさせるほか、事実認定上、法律上の問題点や量刑等について検討した結果を書面又は口頭で報告させ、これに講評を加えるなどして指導する。

エ 令状事件等についても、配属庁の実情に応じて、傍聴、講義その他適当な方法により、実務上の基礎的知識を修得させるように配慮する。

(4) その他

ア 家庭裁判所における家事事件及び少年事件についても、傍聴、講義、見学その他適当な方法により、実務の事件処理の実情を理解させる。その期間は、両者を通じ、原則として5日間とするが、配属庁の実情に応じて、先に講義等を実施した上で、訴訟、審判、調停、調査等の修習に適した手続がある際に傍聴させるなど、機動的な対処をすることも考慮する。

イ 裁判官以外の裁判所職員の事務についても、講義、見学等を実施し、裁判所全体の機構と活動状況を理解させるように努める。特に、調書作成事務や審理充実事務等の裁判所書記官事務についての実情を理解させるように配慮する。

第2 検察

1 指導方法

配属庁は、指導担当検察官を定め、一定の指導計画のもとにその指導に当たる。

また、各検察庁の実情に応じて、指導担当検察官との連携のもと、それ以外の検察官を司法修習生の指導に当たらせることができる。

2 指導の範囲及び方針

(1) 指導に当たっては、法科大学院における教育内容を踏まえた上で、司法研修所における集合修習と連携し、実際の事件の捜査・処理、公判立会その他の検察事務について、検察官の立場で修習することなどを通じて、法曹として必要な基本的能力を養成することを主眼とし、その際、形式的・技術的な事項の指導は基本的なものにとどめ、検察官として必要な心構えを理解させることを心掛ける。

(2) 事件の捜査については、事案の真相を解明するための犯罪捜査の在り方、証拠収集及

び取調べの要領を中心に指導する。

- (3) 事件の処理については、事案の真相の把握、見通しの体得、証拠の価値判断、事件報告の要領、起訴・不起訴処分決定の在り方等を重点として指導し、法曹として必要とされる的確な判断力を養成することを主眼とする。
- (4) 公判の立会については、検察官の公判立会を傍聴させるほか、立証方針の策定、提出証拠の整理、裁判所に提出する書面の作成、尋問技術など、公判立会の要領を指導する。
- (5) その他、必要に応じて、裁判所及び弁護士との連絡、関係機関との連携協力等について、適宜その要領を指導する。
- (6) 上記(1)から(5)について指導するため、検察官の活動、検察事務等に関する講義、検察実務に関する研究会等の合同修習を行う。

第3 弁護

1 指導方法

- (1) 弁護実務修習は、主として、配属会が選任した個別指導担当弁護士（以下「担当弁護士」という。）の指導による。担当弁護士は、具体的事件について、訴状、弁論要旨等の法律文書を起案させて指導し、また、法廷内外の活動その他の事件処理に立ち会わせてその問題点について解説するなどして、弁護実務の実情を体験的に理解させる。
- (2) 配属会の司法修習委員会と担当弁護士は、緊密に連絡協議し、指導方法の研究及び向上に努める。

2 指導の範囲及び方針

- (1) 指導に当たっては、法科大学院における教育内容を踏まえた上で、司法研修所における集合修習と連携するとともに、民事弁護と刑事弁護の修習を適切に配分し、弁護士の立場で具体的な事件処理を修習することを通じて、法曹として必要な基本的能力を養成することに重点を置き、さまざまな分野における弁護実務の基礎的な事柄を体得させるように努める。
- (2) 指導の範囲は、上記の指導方法に留意しつつ、配属会及び担当弁護士の実情に応じて、弁護士倫理及び公益活動のほか、おおむね次の事項について、司法修習委員会及び担当弁護士が適宜定める。

A 民事弁護

- ア 民事保全、民事執行を含む訴訟活動
- イ 民事調停、家事調停、審判等における活動
- ウ 法律相談、交渉、契約書起案、倒産処理等の訴訟外活動

B 刑事弁護

- ア 起訴前弁護活動（接見交通等を含む。）
 - イ 第一審・上訴審公判における弁護活動
 - ウ 刑事事件における各種書面の起案
 - エ 少年事件における付添人活動
- (3) 配属会の司法修習委員会は、修習内容の質的及び量的な調整を図るため、配属会の実情に応じ適宜講義、討論等の合同修習を行う。